九州大学学生団体の顧問教員指針

本指針は、顧問教員が本学学生の課外活動に安心して協力いただけるようその役割等を明文化し、学生の健全な課外活動の運営に資することを目的とする。

1. 課外活動の意義

大学における課外活動は、学生が相互の研鑽のため、自主的・主体的に行う正課教育外の活動であり、 その運営は学生自らの判断と責任において行われるものである。

また、課外活動は、個性の成熟、協調性、責任ある行動力、社会性の発達といった学生の豊かな情操と健全な心身を育成するとともに、社会人としての資質の向上など人間形成上、大きな役割を期待されている。

2. 課外活動における大学の責務

大学は課外活動の意義を尊重しつつ、一方で教育機関として学生の課外活動団体に対し、必要な助言や 指導を通じた安全配慮義務を行う役割がある。そのため、課外活動を行う学生団体に対して、安全配慮義務 や大学と学生との調整役としての観点から、本学の教員(教授、准教授、講師及び助教に限る)による顧問教 員を置き、基準を満たす団体に対し、公認の課外活動団体として認めている。

課外活動において、万が一、その活動中に事故が起きた場合、学生の自主性の程度、課外活動の内容、 大学の関与の程度、大学が事故の発生を予測できた可能性や事故を回避できた可能性等により大学の責任 が問われることがあるため、留意が必要である。

3. 顧問教員の役割及び責任

(1)顧問教員の役割

顧問教員には、課外活動についての助言者、若しくは協力者として、主として次のような役割がある。

- 公認学生団体の活動方針や運営面に対する助言
- 本学課外活動における安全対策マニュアルを踏まえた公認学生団体の安全面への配慮・助言
- 公認学生団体構成員の人間的交流への配慮・助言
- 公認学生団体の活動が大学教育の範囲を逸脱しないために与える助言

顧問教員は日常の練習の立会いや指導監督、合宿や対外試合等において、引率・同伴の義務を負うことはないが、活動中の事故等、緊急時における対応は、大学と連携し、迅速に行わなければならない。

また、合宿や対外試合等の活動計画を確認し、事故防止のために事前の助言をする等の配慮を行うとともに、社会常識的に見て危険な活動が予定されていることを把握した場合には、活動計画の変更を求める等、学生を適切に指導する必要がある。

さらに、学生に重篤な事故が生じることのないよう、各団体活動の特性に応じた「安全マニュアル」を作成 するなど、団体が合理的かつ安全な計画により活動を行うために、助言を行うものとする。

(2)顧問教員の責任

課外活動における事故防止は、原則として各団体が自主的に配慮すべきものであり、顧問教員が常に 指導監督をしなければならないものではない。団体活動がスポーツや野外活動等であれば、基本的に危 険を伴うものであり、通常の範囲で活動が実施されている限り、学生は予めその危険を承諾しているものと 考えられている。

学生が予め承諾している危険とは、例えば、ラグビーにおける骨折などであり、通常の範囲を超えた活動で起こり得る危険性を予め承諾しているとはいえない。

よって、学生が予め承諾している危険性の範囲を超えた活動において事故が発生した場合は、顧問教員の責任を問われる可能性があるため、十分に留意の上、活動内容の変更や中止などの指導・助言を行う必要がある。

4. 保険への加入

大学では万一の事故等に備えて、学部学生であれば入学時に学生教育研究災害傷害保険(学研災)といった傷害保険への加入を推奨しているが、特にスポーツや野外活動、その他危険な活動を伴う公認学生団体の顧問教員は、活動内容を考慮し、その活動内容に適した保険に必ず加入するよう指導する。

5. 顧問教員の事故対応

課外活動中に、不幸にして事故が発生し、その第一報が顧問教員に届いたときには(現場に居合わせたときも同様に)、顧問教員は学生に対し次のような聞き取りを行い、大学へ報告の上、大学と協力して、その後の対応にあたる。また、課外活動における緊急時の連絡体制は次のとおりとなる。

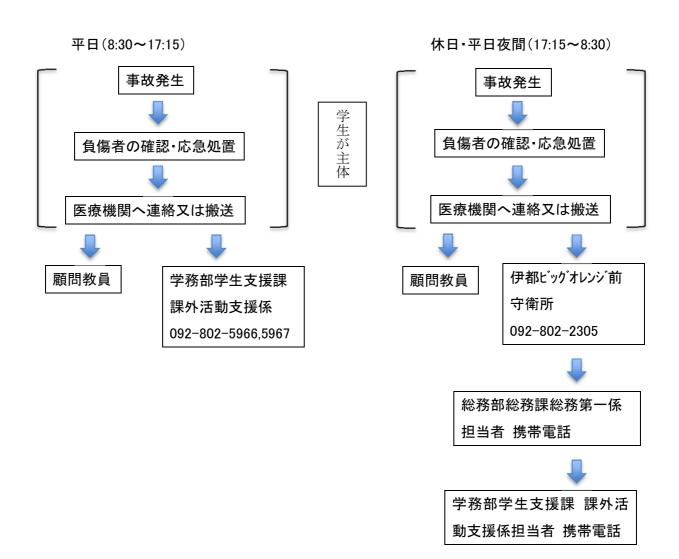
【顧問教員の事故発生時の学生への聞き取り】

- (1)負傷者の有無(負傷者が重篤である場合「生命確保」の処置が取られているか)、負傷状態の確認
- (2)関係各所へ連絡が行われているか(以下優先順に)
 - ①応急手当のための連絡(救急車の要請等)
 - ②学務部学生支援課への連絡(休日や時間外は守衛所から総務課を通じて学生支援課へ連絡が入る) 伊都ビックオレンジ前守衛所連絡先:092-802-2305

学務部学生支援課課外活動支援係 連絡先:092-802-5966、5967

③ご家族への連絡

【事故対応フロー】



九州大学学生団体の顧問教員指針に係る Q&A

- 1.「2. 課外活動における大学の責務」に係る Q&A
- Q1 大学や顧問教員は「必要な助言や指導を通じた安全配慮義務」として、具体的にどのようなことを行わなければならないのですか。
- A1 課外活動団体の活動計画において、主に次の点を計画段階で団体学生が把握しているかどうかを確認し、計画の不備や危険性等を確認した場合は、その内容を指摘してください。また、学生団体の活動内容について、専門的な知見がなく、判断が付かない場合は、団体OBなどによる指示を仰ぎ、専門的知見からの確認体制の構築に努めてください。
 - ・いつ、どのような場所へ赴き、どのような行動計画により、活動を行うのか。
 - ・活動中に予想される危険は何か
 - ・予想される危険を回避するために身に付けておくべき知識、準備、心構えは何か
 - ・実際に事故が起こった場合にはどうすべきか
- Q2 顧問教員は定期的に団体幹部の学生と面談を行い、助言指導や安全配慮に努めるべきものですか。
- A 2 定期面談等を実施することは、団体毎の裁量判断でよいですが、新入生の勧誘活動が落ち着く、 5月中旬~下旬頃を目処に、年間の活動計画について団体の幹部学生と面談を行い、Q 1 の点を確認することが望ましいです。また、経験値の浅い新人学生の事故リスクは高いため、合宿や対外試合等において、活動のリーダーや上級学生の低年次学生に対する指導方法、管理方法については確認するよう努めてください。
- Q3 「事故の発生を予測できた可能性」や「事故を回避できた可能性」とは、具体的にどのような ことを指しますか。
- A3 「事故の発生を予測できた可能性」とは、例えば、団体の活動計画等により、団体学生が危険区域に立ち入るにもかかわらず、必要な装備が十分に準備されていない場合や睡眠時間が十分に確保できていない等、社会常識的に無理な活動計画となっていることが予め確認でき、事故が発生する可能性があると認識できる場合(予見可能性)のことを指します。

「事故を回避できた可能性」とは、予め事故発生の可能性を認識できたことで、その危険性を指摘し、計画を見直すことにより、事故を防ぐことができたかもしれない場合(結果回避可能性)のことを指します。

2. 「3. 顧問教員の役割及び責任」に係る Q&A

(1) 顧問教員の役割

- Q4 事故防止のための事前の助言とは、具体的にどのようなことを指しますか。
- A 4 団体の活動計画において、例えば以下のような内容の助言を指します。
 - ・河川での活動において、救命具等の装備を着用する計画になっているか。
 - ・登山において、危険なルートを通る計画ではないか。
 - ・機械操作を伴う活動や化学薬品を利用した計画に、専門的見地から危険性はないか。
 - ・対外試合等の計画で、新人にとって過酷なスケジュールではないか。
 - ・活動前、活動時の就寝時間は適切であるか。
 - 活動に必要な訓練や練習を参加者が十分に行っているか。
 - ・危険が発生した場合に回避するルートや方法は検討されているか。
- Q5 社会常識的に見て危険な活動とは、具体的にどのような活動を指しますか。
- A 5 団体の活動計画において、例えば以下のような事例での活動を指します。
 - ・ヨット部で経験値の浅い新人を単独で外洋に出すような活動
 - ・山岳部や探検部等で経験値の浅い新人を熟練者と同様の行程で、熟練者から分離させる活動
 - ・行政機関が指定する危険指定区域に立ち入る活動
- (2) 顧問教員の責任
- Q6 具体的にどのような場合に、顧問教員が責任を問われる可能性がありますか。
- A 6 社会常識的に見て危険な活動が予定されていることを顧問教員が事前に把握していたにもかか わらず、活動計画の変更を求める等の是正措置を執らず、顧問団体の学生が事故に至った場合、責 任を問われる可能性があります。
- Q7 大学の課外活動における事故等で、顧問教員や大学に責任が発生した事案はありますか。
- A7 次の判例があります。

「野球部練習中園児負傷損害賠償請求事件」

東京地裁 昭和49年4月9日判決 昭和45年(ワ)

第 10703 号

損害賠償請求事件 原告 親1名

被告 学校法人大学および野球部長

昭和 43 年 4 月 10 日、大学野球部がグランドで練習中に、グランドの塀の破れた穴からグランド内に入って遊んでいた園児の左後部に投球が当たり、頭蓋骨骨折等の傷害を負ったことに関し、園児から学校法人と野球部長に対して損害請求がなされた。裁判所は、クラブ活動は教育活動の一環として行われるものであるから、部長・監督らは見物人等にも安全注意義務があることを前提とし、グランドの塀に数箇所の穴があって、ここから近所の子どもが出入りしている事を見聞きしている以上、これに対し適切な処置をとらなかったことに野球部長の過失があるとし、学校法人大学にも使用者責任を認めた。

判決:学校法人大学および野球部長は、原告に対し、各自、金 116 万 1070 円及びこれに対する昭和 45 年 11 月 10 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を支払え、仮執行宣言付。

3. 「5. 顧問教員の事故対応」に係る Q&A

- Q8 顧問団体の学生が重篤な事故に陥った場合、ご家族への連絡は誰がどのように行えばよいですか。
- A8 原則として、「5. 顧問教員の事故対応」に記載の事故対応フローに沿って、学生から顧問教員 へ連絡がありますので、顧問教員から当該学生のご家族へ第一報として連絡を行っていただきます。 この時、いつ、誰が、どこで、どのような事故にあったのか、その時点での学生の様態、搬送先等 の状況把握に努め、迅速な情報伝達をお願いします。

学生から顧問教員への連絡が通じない場合は、学生支援課から保護者等へ連絡します。 このような場合の例として、次の例が考えられます。

- ・○○部の学生が対外試合で、○○時頃、頭部を強打し、意識はあるが重体で、○○病院へ搬送中である。
- ・○○部の学生が○○で活動中に○○時頃、○○海岸付近で溺れて、心肺停止の状態で、○○病 院へ搬送中である。

事故発生について、第一報の連絡後、当該学生に関する対応については、大学と顧問教員が連携し、対応することになります。必要に応じて、顧問教員から諸連絡をお願いする場合がありますので、ご協力願います。

4. その他の Q&A

- Q9 学生から顧問教員になってほしいと相談がありましたが、断ってもいいのですか。
- A 9 公認の学生団体は顧問教員の配置を義務付けておりますが、顧問教員になるかどうかは、任意ですので、無理に引き受ける必要はありませんが、大学としてもできる限りの支援を行いますので、 課外活動の意義をご理解いただき、ご協力いただければ幸いです。
- Q10 複数の公認学生団体の顧問教員をかけ持ちできますか。
- A10 必要な助言や指導を行える範囲であれば、複数の団体の顧問をかけ持ちすることは可能です。